



鳥取県公報

平成15年 3月11日(火)
第 7 4 6 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	字の区域の変更 (143) (市町村振興課)	1
	土地改良事業の協議の適否の決定 (3件) (144~146) (耕地課)	2
	保安林の指定 (147) (森林保全課)	3
	保安林の指定予定 (7件) (148~154) (〃)	3
公安規則	鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (3) (交通企画課)	9

告 示

鳥取県告示第143号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条第1項の規定に基づき、関金町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、関金町 (大字泰久寺及び大字松河原の各一部) の地籍図及び地籍簿の国土調査法 (昭和26年法律第180号) 第19条第2項の規定による認証の日からその効力を生ずる。

平成15年 3月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

区域を変更する字の名称	同左の区域 (平成14年12月1日現在の地番による。)
大字泰久寺字塚根	大字泰久寺字塚根のうち1189から1191まで以外の区域
大字泰久寺字木鉾	大字泰久寺字木鉾のうち77の6以外の区域 大字泰久寺字土手ノ下723の3 大字松河原字角1200の8
大字泰久寺字土手ノ下	大字泰久寺字土手ノ下のうち723の3以外の区域
大字泰久寺字下山根	大字泰久寺字塚根1189から1191まで 大字泰久寺字下山根の全域
大字泰久寺字土井	大字泰久寺字土井の全域 大字泰久寺字仙槻1137
大字泰久寺字仙槻	大字泰久寺字仙槻のうち1137以外の区域
大字松河原字角	大字泰久寺字木鉾77の6 大字松河原字角のうち1200の8以外の区域

鳥取県告示第144号

岩美町が行う土地改良事業（基盤整備促進事業岩井地区暗きょ排水）の協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成15年3月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

2 縦覧に供する期間

平成15年3月11日から21日間

3 縦覧に供する場所

岩美町役場

4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第145号

岩美町が行う土地改良事業（基盤整備促進事業浦富地区農業用排水）の協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成15年3月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

2 縦覧に供する期間

平成15年3月11日から21日間

3 縦覧に供する場所

岩美町役場

4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第146号

岩美町が行う土地改良事業（基盤整備促進事業岩井地区農業用排水）の協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成15年3月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成15年3月11日から21日間
- 3 縦覧に供する場所
岩美町役場
- 4 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第147号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成15年3月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 保安林の所在場所
西伯郡名和町大字東坪字中原田7の1、7の5、20の1、字宮尻浜21、23の1から23の3まで、字下沢24、43の1、字山崎44の1、63の1、63の3
 - 2 指定の目的
風害の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、名和町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び名和町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第148号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成15年3月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 保安林予定森林の所在場所
鳥取市円通寺字神子ヶ谷138から141まで、146、1040、1041
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第149号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成15年3月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

1(1) 保安林予定森林の所在場所

鳥取市高路字宮向883から887まで

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

鳥取市松上字宮ノ谷981、990、字坂根292の1、292の2

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所

鳥取市円通寺字越前987、988の1

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所

岩美郡岩美町大字蒲生字崩上2521の1、2521の2、2522、2524から2527まで、字山ノ神上2528、2529、2531、2534の2、2535の1、2535の2

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

5(1) 保安林予定森林の所在場所

岩美郡岩美町大字銀山字上屋敷306、307の1、307の2、308の1、309、字西ノ山737、749の1、750の1

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

6(1) 保安林予定森林の所在場所

岩美郡国府町大字中河原字中土居449の2、450、451、453、455、458の1から458の13まで、字下土居455の1、字穴ヶ田347の1、347の2、347の4、347の5

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、国府町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

7(1) 保安林予定森林の所在場所

気高郡気高町大字重高字樽丸下ノ谷274の4

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、気高町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

8(1) 保安林予定森林の所在場所

気高郡鹿野町大字河内字外尾谷河原165の1、166、167

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鹿野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課並びに鳥取市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第150号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成15年3月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

1(1) 保安林予定森林の所在場所

八頭郡八東町大字徳丸字中磯尾谷1758の1、1758の6

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八東町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

る。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八東町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第151号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成15年3月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 保安林予定森林の所在場所

西伯郡西伯町大字上中谷字椿ヶ谷33の1、字古屋敷道上192の3、196の1、197の1、197の2、198、199、200の1、201、字古屋敷202（次の図に示す部分に限る。）、字古屋敷道ノ上山226の3、227、字上ミ家ノ奥谷山228の1、228の2、229、230、字小屋畑平山231、232、234の1、234の3、235

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、西伯町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第152号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成15年3月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 保安林予定森林の所在場所

西伯郡名和町大字高田字長野1082の1、1088の1、1088の4、字西ノ谷1581、字中峰2068の1から2068の3まで、2069の1、2069の2、字三蔵谷平2070の1から2070の3まで、2072の2、字横坂ノ平ル2080の1、2080の2、字長塔通り2393の1、2394、2586から2588まで、字上高丸1211の27、2611、2651の1、2651の5、2651の13

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、名和町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び名和町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第153号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成15年3月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 保安林予定森林の所在場所

日野郡日野町小河内字麦ヶ塚637の1、639

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第154号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成15年3月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 保安林予定森林の所在場所

日野郡江府町大字助澤字屋敷185の2、210、214、216の1、217の3

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、江府町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公安委員会規則

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月11日

鳥取県公安委員会委員長 倉 都 祥 行

鳥取県公安委員会規則第3号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県道路交通法施行細則（昭和35年鳥取県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「追加別表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加別表細目を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章～第3章の2 略 第4章 道路の使用等（ <u>第11条 - 第13条</u> ） 第5章 運転免許（ <u>第14条 - 第22条</u> ） 第6章 略 附則 (道路の使用の許可) 第12条 法第77条第1項第4号の規定により、公安委員会が署長の許可を受けなければならないものとして定める行為は、次に掲げる行為（第3号及び第5号から第8号までに掲げる行為にあっては、 <u>公職選挙法（昭和25年法律第100号）</u> の定めるところによ	目次 第1章～第3章の2 略 第4章 道路の使用等（ <u>第11条・第12条</u> ） 第5章 運転免許（ <u>第13条 - 第22条</u> ） 第6章 略 附則 (道路の使用の許可) 第12条 法第77条第1項第4号の規定により、公安委員会が署長の許可を受けなければならないものとして定める行為は、 <u>次の各号に掲げるものとする。</u>

り選挙運動又は選挙における政治活動のために行うものを除く。)とする。

- (1) 道路に、みこし、だし、踊屋台等を出し、又はこれらを移動すること。
- (2) 道路において、ロケーション、撮影会、街頭録音会等を行うこと。
- (3) 道路に人が集まるような方法で、演説、演芸、奏楽、映写等をし、又は拡声器、ラジオ、テレビジョン等の放送を行うこと。
- (4) 道路において、消防、避難、救護その他の訓練を行うこと。
- (5) 道路において、旗、のぼり、看板、あんどんその他これらに類するものを持ち、若しくは楽器を鳴らし、又は特異な装いをして、広告又は宣伝を行うこと。
- (6) 車両に広告又は宣伝のため著しく人目をひくような装飾その他の装いをして通行すること。
- (7) 交通のひんぱんな道路に広告、宣伝等のため印刷物等を散布し、又は交通のひんぱんな道路において一般交通に著しい影響を及ぼすような方法により、通行する者にこれを交付すること。
- (8) 道路において、人が集まるような方法で寄附を募集し、又は署名を求めること。
- (9) 道路において、競技会、仮装行列、パレードその他一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態で集団行進を行うこと。

別表 (第3条関係)

- (1) 略
- (2) 通行禁止 (工からケまでに掲げる車両については、車両進入禁止及び指定方向外進行禁止を除く。)の規制の対象から除外する車両
ア~ウ 略
エ 公職選挙法の定めるところにより選挙運動又は選挙における政治活動としての街頭演説又は街頭政談演説のため使用中の車両
オ~ク 略
ケ 次に掲げる車両で、公安委員会の指定を受け、当該用途のために現に使用中のもの
(ア)~(ウ) 略
(エ) 身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳の交付を受けている歩行の困難な者 (以下「身体障害者」と

- (1) 道路に、みこし、だし、踊屋台等を出し、又はこれらを移動すること。
- (2) 道路において、ロケーション、撮影会、街頭録音会等を行うこと。
- (3) 道路に人が集まるような方法で、演説、演芸、奏楽、映写等をし、又は拡声器、ラジオ、テレビジョン等の放送を行うこと。
- (4) 道路において、消防、避難、救護その他の訓練を行うこと。
- (5) 道路において、旗、のぼり、看板、あんどんその他これらに類するものを持ち、若しくは楽器を鳴らし、又は特異な装いをして、広告又は宣伝を行うこと。
- (6) 車両に広告又は宣伝のため著しく人目をひくような装飾その他の装いをして通行すること。
- (7) 交通のひんぱんな道路に広告、宣伝等のため印刷物等を散布し、又は交通のひんぱんな道路において一般交通に著しい影響を及ぼすような方法により、通行する者にこれを交付すること。
- (8) 道路において、人が集まるような方法で寄附を募集し、又は署名を求めること。
- (9) 道路において、競技会、仮装行列、パレードその他一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態で集団行進を行うこと。

別表 (第3条関係)

- (1) 略
- (2) 通行禁止 (工からケまでに掲げる車両については、車両進入禁止及び指定方向外進行禁止を除く。)の規制の対象から除外する車両
ア~ウ 略
エ 公職選挙法 (昭和25年法律第100号)に基づく選挙運動又は政治活動としての街頭演説又は街頭政談演説のため使用中の車両
オ~ク 略
ケ 次に掲げる車両で、公安委員会の指定を受け、当該用途のために現に使用中のもの
(ア)~(ウ) 略
(エ) 身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳の交付を受けている歩行の困難な者 (以下「身体障害者」と

いう。)が使用する車両又は身体障害者の介護を行う者が当該身体障害者のため使用する車両(身体障害者1人につき1台に限る。)

(オ) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第15条に規定する児童相談所において重度の知的障害者と判定された者(以下「知的障害者」という。)の介護を行う者が当該知的障害者のため使用する車両(知的障害者1人につき1台に限る。)

(3)及び(4) 略

(5) 駐車禁止の規制の対象から除外する車両

ア 略

イ 次に掲げる車両で、公安委員会の指定を受け、当該用途のために現に使用中のもの

(ア) 第2号ケ(ア)から(オ)までに掲げる車両

(イ)～(カ) 略

ウ 略

(6) 時間制限駐車区間の規制の対象から除外する車両

ア 略

イ 次に掲げる車両で、公安委員会の指定を受け、当該用途のために現に使用中のもの

(ア) 第2号ケ(ア)から(オ)までに掲げる車両

(イ) 略

いう。)が使用する車両

(3)及び(4) 略

(5) 駐車禁止の規制の対象から除外する車両

ア 略

イ 次に掲げる車両で、公安委員会の指定を受け、当該用途のために現に使用中のもの

(ア) 第2号ケ(ア)から(工)までに掲げる車両

(イ)～(カ) 略

ウ 略

(6) 時間制限駐車区間の規制の対象から除外する車両

ア 略

イ 次に掲げる車両で、公安委員会の指定を受け、当該用途のために現に使用中のもの

(ア) 第2号ケ(ア)から(工)までに掲げる車両

(イ) 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

